

上野事務所ニュース

令和3年10月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認

するため、「被扶養者状況リスト」が10月下旬から順次事業所へ送付されます。(健康保険組合に加入している事業所は対象外です。)再確認の対象となる被扶養者は、令和3年4月1日現在の被扶養者の方です。ただし、令和3年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外です。

【手続きについて】

「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているか確認を行い、必要事項を記入してください。

被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる書類を添付する必要があります。

リスト記入後「被扶養者状況リスト」の事業主印を押印し、「正」のみを協会けんぽに返送してください。「副」は事業所控えとなりますので、保管してください。

被扶養者としての要件を満たせず解除となる被扶養者がいる場合は、「被扶養者調書兼異動届」を記入します。また、解除となる方の保険証を回収し、この被扶養者調書兼異動届と被扶養者状況リスト「正」と一緒に協会けんぽに郵送します。

被扶養者調書兼異動届で被扶養者の異動手続きができるのは、今回の被扶養者

資格再確認のみです。被扶養者の異動があった場合には原則として「健康保険被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出します。

健康診断の事後対応について

会社は、1年以内ごとに1回(深夜業などの特定業務従事者については6か月以内ごとに1回)定期健康診断を行う必要があります。また、定期健康診断後、その結果に基づく「健康診断個人票」の作成と5年間の保存義務があります。

健康診断の結果、異常の所見があった労働者(有所見者)については、その健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴くことが義務付けられています。医師等に意見を聴いた結果により、必要があれば、下記のような措置を講じます。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のために、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

また、健康診断の結果、作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、設備の設置、作業方法の改善等につい

て、医師に意見を求めてください。

労働者数が 50 人未満の小規模事業場では産業医の選任義務がないため、健康診断の結果について医師等に意見を求めることが難しいと思います。こうした事業場を対象に、地域産業保健センターでは無料で医師からの意見聴取や助言・指導を実施しています。利用するには、事前の申し込みが必要ですので、事業場の所在地を管轄するセンターへお問い合わせください。

*労働基準監督署の臨検では、健康診断個人票に医師の意見が記載されていない場合には、意見をもらうように勧告されます。

*地域産業保健センターの電話番号

千葉：043-242-1220

船橋：047-424-9322

市原：0436-24-5599

労保連労働災害保険について

労保連労働災害保険とは、全国労働保険事務組合連合会が運営している、国の労災保険給付を受けたときに

上乗せして補償する法定外補償保険です。業務災害だけでなく、通勤災害も補償の対象となっており、過去の災害発生歴に関係なく加入することができます。また、特別加入者（社長などの役員）についても加入することが可能です。補償内容は、以下のとおりです。

【休業保険金】

被災労働者が 4 日以上休業した場合に補償（労災保険の休業補償給付と併せて収入の 100%相当額を補償）

【障害保険金】

被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償

【死亡保険金】

被災労働者が死亡した場合に補償

【死亡弔慰金】

死亡保険金とは別に一律 30 万円の支払い

保険金は、被災労働者の給付基礎日額を基礎としているため、補償額は被災労働者の収入に見合った額となります。

上野事務所で労働保険事務組合に委託している事業主であれば、労保連労働災害保険に加入することができますので、保険料などの詳細はお問い合わせください。

Q&A なぜなにどうして？

Q:従業員の子どもの通っている幼稚園で新型コロナウイルスのクラスターが発生

し、1 週間ほど休園するようです。休園期間中、従業員は子どもの世話のために仕事を休みたいと言っているのですが、どのように



対応すれば良いのでしょうか。
A: 育児介護休業法の休業・休暇の要件を満たさなければ、原則的には自己都合による欠勤扱いとなりますが、幼稚園の休園等により子どもの世話が必要となった労働者に対して、会社が労働基準法上の年次有給休暇とは別の有給休暇（賃金全額支給）を取得させた場合には、助成金を申請することができます。

この助成金は昨年度で終了となりましたが、今年 8 月 1 日から 12 月 31 日までの間に取得した休暇を対象に制度が再開されています。

【小学校休業等対応助成金概要】

《支給対象者》

・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主。

《対象となる子ども》

- ①新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等）に通う子ども
- ② i ~ iii のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

《申請期限》

- ①令和 3 年 8 月 1 日～同年 10 月 31 日の休暇
⇒令和 3 年 12 月 27 日必着
- ②令和 3 年 11 月 1 日～同年 12 月 31 日の休暇
⇒令和 4 年 2 月 28 日必着

申請書類は、本社所在地を管轄する都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）へ郵送します。申請期限は対象期間ごとに異なりますので、ご注意ください。

臨時休業のお知らせ

職員研修のため、**11月5日（金）**は臨時休業とさせていただきます。何かとご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。